

平成28年行政監査実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成28年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査の対象

財務に関する事務の内部統制について

2 監査の目的

都では、全庁で統一的行っている事務について、適正な事務の執行を期するため、規則により、これを統括する局（以下「統括局」という。）を定め、統括局が庁内各局等に対して指導・調整を行っている。

これまでの各種監査においては、個別の不適切な事務執行について、是正改善や再発防止措置を図っているが、適正な事務の執行を一層確保するためには、統括局による内部統制（注）が重要である。

そこで、全庁統一的な事務のうち、財務に関する事務（会計事務、契約事務、公有財産事務及び物品管理事務）における内部統制をテーマとして、平成28年行政監査を実施する。

（注）行政サービスの提供等に係る事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する取組

3 監査の観点

内部統制体制の整備及び運用は適切に行われているか

4 監査期間

平成28年9月1日（木）から平成29年1月26日（木）まで（講評を含む。）

5 監査対象局

財務局、会計管理局のほか、必要に応じて、関係する局等を対象とする。

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。